



固定資産（償却資産）の

申告について

固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。

④電子申告(eLTAX)が利用できます。詳しくはヘルプデスクまで問い合わせ、もしくは二次元コードからJR確認ください。

・eLTAXヘルプデスク
確認ください。
0570-081459

令和8年1月1日（賦課期日）現在において償却資産を所有している方は、2月2日（月）までに下記の申告窓口に申告してください。

[主な留意点]

①法人税または所得税の申告において減価償却が終了していても、事業に使用し続けている限りは償却資産申

⑤町内で事業をされている方を対象に12月下旬に申告書を送付します。同封の「償

地方税
ポータルシステム

ではなく、あくまで令和8年1月1日現在において所持している事業用資産が申告の対象となります。申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。

却資産申告の手引き」を「
覧のうえ作成してください
い。また、事業をされてい
る方で申告書が届いていな
い方は、左記まで問い合わせ
ください。

個人事業主の方は、12桁の番号を記入のうえ、本人確認書類とあわせて申告してください。法人の場合は、13桁の番号を記入のうえ、申告してください。

〔申告窓口〕
財務課資産税係
熊石総合支所地域振興課
落部支所

資産の種類	償却資産の名称等
1 構築物	舗装（駐車場・構内）、フェンス、看板、広告塔、門、石油タンクなど
2 機械及び装置	加工・製造機械、冷蔵・冷凍装置、ブルドーザ、コンプレッサーなど
3 船舶	漁船、作業船、ボートなど
4 航空機	ヘリコプター、グライダーなど
5 車両運搬具	構内運搬車、大型特殊自動車（最高速35km/h以上のトラクターなど） で登録番号が0と9の車両も含む ※自動車税および軽自動車税の対象となるものは除く。
6 工器具備品	作業工具、測定工具、机、椅子、パソコン等家電製品、自動販売機など

※左記以外にも事業用の資産
があれば申告が必要です。

令和8年度 物品購入等入札(見積り合わせ) に係る参加資格申請の受付について

令和8年度（中間年）物品購入等入札（見積り合わせ）参加資格の追加申請を受け付けますので、次の事項に留意して申請してください。

※町内に本社を有する業者および町内に支店・営業所を有する業者の受付となります。

[留意事項]

- 【注意事項】

 - ①すでに令和7～8年度の物品購入等入札（見積り合わせ）参加資格申請手続きをされている業者は、今回申請の必要はありません。
 - ②申請済みの業者であって物品等種別を変更する場合は、変更届を提出してください。
 - ③申請に必要な書類は、町のH P または提出先にあります。
 - ④申請・変更届は、郵便または持参にて提出してください。

【受付期間】

1月13日(火)～2月19日(木) 午前9時～午後5時
(月～金曜日の正午～午後1時、土・日・祝日を除く)

※変更届は3月13日(金)まで受け付けます。

【提出先および問い合わせ先】

- ・会計課会計係 ☎ 0137-62-2113
 - ・熊石総合支所地域振興課まちづくり推進係 ☎ 01398-2-3111

